

# マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において  
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には  
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



## 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



## 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



## 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

### 厚生労働省コールセンター

電話番号 03-5539-0303 受付時間 9時30分から18時15分（土日・祝日は除く）

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。
- ・お問い合わせ前に、「なくそう！望まない受動喫煙Webサイト」や「健康増進法の一部を改正する法律 概要」等をご覧ください。

### 施設の所在市町村別お問い合わせ先

| お問い合わせ先                      | 電話番号                          | 所管区域                         |
|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 横浜市受動喫煙対策コールセンター             | 045-330-0641                  | 横浜市                          |
| 川崎市                          | 044-200-0155                  | 川崎市                          |
| 相模原市保健所健康増進課受動喫煙対策担当         | 042-769-8055                  | 相模原市                         |
| 横須賀市保健所健康づくり課健康増進係           | 046-822-4537                  | 横須賀市                         |
| 藤沢市保健所健康増進課                  | 0466-50-8430                  | 藤沢市                          |
| 茅ヶ崎市                         | 0467-38-3314                  | 茅ヶ崎市                         |
| 平塚保健福祉事務所（企画調整課）             | 0463-32-0130                  | 平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町     |
| 鎌倉保健福祉事務所（企画調整課）             | 0467-24-3900<br>内線224・226     | 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町              |
| 小田原保健福祉事務所（企画調整課）            | 0465-32-8000<br>内線3221から3223  | 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町            |
| 小田原保健福祉事務所<br>足柄上センター（管理企画課） | 0465-83-5111<br>内線413,414,417 | 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町     |
| 厚木保健福祉事務所（企画調整課）             | 046-224-1111<br>内線3267から3269  | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 |
| 健康増進課 たばこ対策グループ              | 045-210-5025                  |                              |

詳しい情報はこちらへ

神奈川県健康増進課たばこ対策グループ 電話045-210-5025

神奈川県では、「食」「運動」「社会参加」を基本に、未病改善の取り組みを進めています。

かながわのたばこ



神奈川県

# 事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。



## 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、  
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。



## 飲食店

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の  
設置も可能です。



## オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送  
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も  
可能です。なお、神奈川県条例により設置には  
施設ごとに規制があります。

### ▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？



お住まいの自治体によっては、  
改正健康増進法以外について、  
独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務を定めています。  
詳細については各自治体へ  
お問い合わせください。

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

#### 店内喫煙



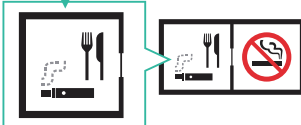
屋内禁煙

#### 喫煙のみ可



喫煙専用室設置

#### 飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置

#### 飲食可



店内での喫煙可

改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするためには、各種喫煙室の設置\*だけではなく、その運用に関しても様々なルールの遵守が必要となります。事業者のみなさんが喫煙室の検討を行う際には、以下のような事項に気をつけて、よく検討するようにしてください。※省令で定める基準を満たす必要があります。詳細は最下段HPへ。



#### 喫煙室の 標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が  
義務付けられます。



#### 20歳未満は 立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに  
立ち入らせることはできません。



#### 従業員への 受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずる  
ことが必要です。



#### 違反時の罰則 等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が  
適用されることがあります。

## 事業者のみなさんへの 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる  
財政・税制上の制度が整備されています。  
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

### 【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる  
工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

### 【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした  
経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf#P12>



詳しい情報はこちらへ  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

